

松本市外の学校へ進学される皆様へ

住民票を移して進学する場合、親元（松本市）の国民健康保険を継続することができます。
以下のとおり、お手続きをお願いします。

- 1 松本市から転出する手続きをする際、学生であることを証する書類(学生証等)★をご用意ください。

★ 学生証、在学証明書、授業料を納めたことがわかる領収書 のいずれか

※ 転出手続きの際に、親元（松本市）の国民健康保険を継続する手続きをしていなかった場合は、後から電子申請によるお手続きが可能です。

電子申請（LoGo フォーム）はこちら ➡ <https://logoform.jp/form/N7tm/412474>



- 2 1の際に学生証等★の書類を用意できなかった場合は、以下のいずれかの方法で後日必ず提出してください。

- (1) 電子メールでご提出いただく場合

以下のとおりメールを作成し、学生証等★の画像を添付のうえ送信してください。

宛 先：kokuho@city.matsumomto.lg.jp

件 名：国保手続き 学生証の提出について

添付📎：学生証等★の画像

本 文：(例) 学生証が届いたので送ります。

氏名、生年月日、現在の住所、電話番号

- (2) 郵送でご提出いただく場合

学生証等★をコピーし、余白に氏名、生年月日、現住所、電話番号をご記入のうえ、以下の宛先へお送りください。

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

松本市役所 保険課 保険給付担当 マル学係 宛

- (3) 電子申請（LoGo フォーム）でご提出いただく場合

電子申請（LoGo フォーム）はこちら ➡ <https://logoform.jp/form/N7tm/412474>



4 注意点

(1) 進学先の市町村へ転入するとき

転入した市町村で国民健康保険に加入しないようにご注意ください。(親元(松本市)の国民健康保険に加入しているため、重複加入とならないように。)

(2) 卒業・退学したとき

親元(松本市)の国民健康保険をやめる手続きが必要です。

(3) 就職・アルバイト等で、勤め先の社会保険に加入したとき

親元(松本市)の国民健康保険をやめる手続きが必要です。

※松本市の国民健康保険をやめる手続きは、窓口・郵送・電子申請のいずれかにより可能です。

詳細については松本市ホームページをご確認いただくか、下記あてにお問い合わせください。

<松本市ホームページ_国保に加入するとき・やめるとき>

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kokuho/1847.html>



お問い合わせ先

松本市役所 保険課 保険給付担当

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3203

メール：kokuho@city.matsumoto.lg.jp